

ヘイトスピーチ解消法にみる法と言語の諸問題

橋内 武

■講演者……橋内 武(桃山学院大学名誉教授)

■コメンテーター……マーク・ウインチェスター(本学日本研究所専任講師)

■司 会……サウクエン・ファン(本学国際コミュニケーションシヨン学科教授、グローバル・コミュニケーションシヨン研究所所長)

1. はじめに——ヘイトスピーチの法と言語

この講演の第一部は、ヘイトスピーチ解消法にみられる法令文の言語的特徴を探るものである。後半の第二部では、ヘイトスピーチ解消法成立の経緯とその問題点について述べる。兼ねて、ヘイトスピーチの発信人が蔑ろにする人権についても考えてみたい。

2. ヘイトスピーチ解消法とその言語的特徴

法律の名称は「本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(略称…ヘイトスピーチ解消法)である。本法は参議院の議員立法であり、平成二八年(二〇一六年)五月二四日、公布・施行は平成二八年(二〇一六年)六月三日である。理念法であるため、禁止事項も罰則規定もない。

ここでは、「この法律にはどのような言語的特徴があるか」と問うて、それに答えることにしよう。魚住ほか(二〇一六)に載る条文を見ながら、その顕著な特徴を明らかにしたい。本法のテクストは、〈前文〉〈名称〉〈目次〉〈第一章 総則(第一条〜第四条)〉〈第二章 基本的施策〉(第五条〜第七条)〈附則〉という構造をなす。法律全体としては、前文・本則・附則の三部構成であり、本則は全七条からなる。では、それぞれの条文はどのような言語機能を果たしてい



橋内 武氏

るだろうか。Dell Hymes (一九七二) の七機能説の枠組みによれば、法令文にはつぎの四機能が確かに認められる。それを本法の条文から例示しよう。

- ① 指示的 (directive) — 第三条〜第七条には、当為拘束的モダリティが含まれる。
- ② 関説的 (referential) — 前文最初の文がこれに当たり、ヘイトスピーチの現状を述べる。
- ③ メタ言語的 (metalinguistic) — 第一条と第二条が各々の目的と定義を明らかにする。
- ④ 状況的 (contextual) — 前文最後の文は、本法がヘイトス

ピーチ解消の宣言・規定であると謳っている。

2.1 第二条 ― 不当な差別的言動とは

第二条の定義文は言語学上の議論を展開する上で特に興味深いので、つぎに引用する。

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身者である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

条文の表記法で特徴的なのは、句点の用法に無標と有標の二類型があることである。本法第二条を参照しながら、例示しよう。

① 文末に打たれる(無標)

「(略)とは、(略)不当な差別的言動をいう。」— この表記

法は日常語にも用いられる。

- ② 括弧書き(以下・・・という。)が後続語句に接続する(有標)

法令文独自の表記法。「(略)専ら本邦の域外にある国又は地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し」(以下略)―この(括弧書き)を法律上は略称規定と称する。

- ② 名宛て人(主語)による動詞の変異がある。等位接続詞「若しくは」(小さい段階)と等位接続詞「又は」の間に階層性が認められる。定義(第二条)には、「専ら本邦外の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの」という長い名詞句には、「A若しくはBである者又はC」という構造が組み込まれている。

第二条の定義文からは、何が焦点化され、何に限定されているかが分かる。

- ① 「本邦外出身者」を焦点化したために、「本邦内出身者」が非焦点化されている。
- ② 「不当な差別的言動」を焦点化したために、「不当な差別的取扱ひ」が非焦点化される。
- ③ 「適法に居住するもの」に限定しているため、「不法に居

住するもの」を排除している。

法令文は一般に抽象的である。本法で「差別的言動」とは、(民族)差別的言動のことである。だが、「不当な差別的言動」だけでは抽象的で具体性を欠く。そこで、自治体としては本法を実際に運用するために法務省に例示を求めた。法務省の回答によれば、

- ① 脅迫的行動―「〇〇人は殺せ、海へ投げ入れろ」
- ② 酷く侮辱的な言動―「ゴキブリ、隠語・略語・伏せ字を指す。これらの例には、脅迫や排除の発話行為や虫けらのメタファーが含まれている。その言動は、扇動的であり、言語行動・非言語行動・象徴表現が一体化したものである。
- 法令文は冗長である。というのも、両義性を排除し、明確さを希求するからである。
- ① 第二条(一文)の文字記号は二三三を教え、句読点と括弧を除いた総字数は二二一字ある。
- ② 同一物指示(co-reference)は、同じ語句の繰り返しによる。そのため、冗長になる。
- ③ 名詞化(nominalization)の活用・多用が認められ、法令文では名詞列挙の傾向がある。

法令文の構造は、複雑で一度目を通しただけでは理解し難い。この点で本法第二条は好例である。この文の骨子は『本

邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、(略)を理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」である。解くカギは(略)にある。なぜ込み入った分かり難い構造をなすのだろうか。

① (略)の中の名詞句構造が長大かつ複雑である。というのも、「目的」にかかる修飾語句Aと「旨」にかかる修飾語句Bという二つの修飾語句が組み込まれているからである。

② 主語「○○とは」と動詞句「○○をいう」の間が遠く離れているため、超難解である。

2.2 第三条から第七条まで(名宛て人(主語)と動詞句)

名宛て人(主語)による動詞句の変異は、本法第三条から第七条にかけて認められる。

第三条 「するよう努めなければならない」(努力義務)―国民が名宛て人(主語)の場合である。特に「なければならない」という行為拘束的モダリティに注目したい。

第四条において使われる動詞句の区別は、各々特定の名宛て人(主語)と対応している。

「する責務を有する」(責任と義務)―国「政府」

「するよう努めるものとする」(努力義務)―地方公共

体「自治体」

第五条、第六条及び第七条に使われる動詞句も、各々特定の名宛て人(主語)と対応している。

「するものとする」(義務)―国「政府」

「するよう努めるものとする」(努力義務)―地方公共団体「自治体」

総じて、義務であるか努力義務であるかは、名宛て人によって異なるように思われる。

3. ヘイトスピーチ解消法―成立の経緯と問題点について

つぎに第二問に入る。本法はどのようにして成立したか、その問題点は何かである。まずは、在日コリアンなどへのヘイトスピーチが行われるようになった歴史的背景を探ってみることにしよう。ついで、本法の考え方を要説した上で、条文上の問題点を指摘する。

3.1 ヘイトスピーチの歴史的・社会的背景

嫌韓スピーチはなぜ行われるようになったのかという問いに答えるためには、日本近代の特質の一つである植民地帝国の様相を知らなければならない。在日コリアンのオールドカマーが国内に暮らしているのは、韓国併合(一九一〇年)による植民地化の結果である。そこに「歴史認識」と「戦後補償」の問題が浮上する。これらは、朝鮮人虐殺・従軍慰安婦・徴

用等の戦争動員を含む植民地支配・アジア太平洋戦争の記憶に関わるものである。

現在なお日韓・日朝関係にくすぶる問題群には、つぎの四つがある。

- (1) 日韓関係の二大問題―①従軍慰安婦・徴用工問題―戦後補償と②竹島―領土問題
 - (2) 日朝関係の二大問題―③拉致問題と④核・ミサイル問題
これらの未解決外交問題を在日コリアンに当て付ける傾向がある。(例)朝鮮学校、高校教育無償化制度から除外する(係争中)。
- また、「在日特権を許さない市民の会」(以下、在特会)のいう「在日特権」の内容には誤解があり、正当な議論とは言えない。
- ① 特別永住資格―在日朝鮮人の地位は、日本国籍保持(一九五二年まで)↓「特別在留」↓「協定在留」↓「特別永住」↓「特別永住」(一九九一年以降)という経緯の中で揺れてきた。
 - ② 年金問題―在特会が言うように掛け金を払わずに年金が受給されるといふことはない。
 - ③ 通名―多くは一九四〇年の「創氏改名」に由来、それが犯罪の温床という主張は不当だ。
 - ④ 生活保護受給率が高い―年金制度から除外されていた時

期があり、高齢無年金者が多い。

結局、在特会という「在日特権」というフレーズは、根拠のない虚構である(野間二〇一五)。

在日朝鮮人に対する民族差別として記憶すべき事件には、つぎの五つがある(梁二〇一六)。

- (1) 関東大震災における朝鮮人虐殺(一九二三年九月)
 - (2) 占領期の朝鮮人弾圧事件(一九四五年～一九五二年)
 - (3) 朝高生襲撃事件(一九六〇年代～七〇年代)
 - (4) チマチヨゴリ事件(一九八〇年代～二〇〇〇年)
 - (5) ヘイトスピーチ―在特会型レイシズム暴力(二〇〇七年～現在)
- 上記の歴史的・社会的事実に加えて、下記の三つの事案は立法事実として、ヘイトスピーチ解消法を成立させる上での契機となった。
- (1) 在特会による京都朝鮮学校襲撃(二〇〇九年二月四日、他二回)(写真1)
 - (2) ネット右翼による街宣(二〇〇九年開始、二〇一二年四月～二〇一五年九月：一一五二件)―集住地区の大阪市鶴橋とコリアタウン、川崎市・桜本、東京都・新大久保など。(写真2)
 - (3) ネットへ差別的の中傷記事の投稿・書き込みによる拡散・炎上―SNS「ツイッター」「2ちゃんねる」「ニコニコ



写真1: 勧進橋児童公園、隣接して朝鮮学校があった(2016.7.3 橋内撮影)



写真2: 多様なヘイトプラカード(師岡2013: 1)

動画「YouTube」などで煽動。

(1)の事件に関する二〇一一年四月二二日京都地裁判決(刑事訴訟)では、「差別的憎悪表現は、人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり、違法である」という司法判断が下された。また、二〇一三年一〇月七日京都地裁判決(民事訴訟)では、三回の街宣に対する一二六万円の損害賠償と移転した初級学校から半径二〇〇メートル以内での街宣禁止を命じた。(2)に対して「カウンター」と称する対抗集団がヘイト街宣の阻止行動を起こした。二〇一六年六月の本法施行後にヘイトデモはやや減少したものの、(3)ネットでの中傷は続く。

3.2 立法化の経緯と本法の問題点

ヘイトスピーチ解消法の立法化は、つぎのような経緯があつて進められた。一九九五年に日本は人種差別撤廃条約に、第四条(a)(b)を留保して、批准・加盟した。「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」とした。ヘイトスピーチの野放し状態をめぐって国連の人種差別撤廃委員会から勧告を受け、ヘイトスピーチの規制が国際的な人権課題となつたのである。

国会ではまず野党案が提出されたが、与党の反対にあい、

不成立に終わった。つぎに、

- (1) 二〇一六年四月八日にヘイトスピーチ解消法案が、与党から参議院に提出された。
 - (2) 五月一三日 参議院本会議で賛成多数で議決した。
 - (3) 五月二四日 衆議院本会議において可決・成立した。
 - (4) 六月三日 公布・施行、警察庁通達が都道府県警察庁の長に対してなされた。
 - (5) 六月二〇日 文部科学省通知が各都道府県教育委員会等に対してなされた。
- 反人種差別法であるヘイトスピーチ解消法と日本国憲法第二十一条(集会・結社・表現の自由)の間には緊張関係が生じ、法学者の学説は規制慎重論と規制積極論に二分される。
- ① ヘイトスピーチには対抗言論でやりかえせばよい(表現の自由市場論)。
 - ② ヘイトスピーチには、沈黙効果(弱者への萎縮効果)がある(師岡二〇一三:一五七―一六二)。
 - ③ ヘイトスピーチは言論ではなく、弱者の集団または個人に対し、その属性を理由とした差別的表現であり、表現による暴力、攻撃、迫害(師岡二〇一三:四八)である。
- 本法の問題点としては、対象者の限定と対象の限定による矮小化が指摘されている。
- (1) 対象者の限定とは、

- ① 「本邦外出身者」に限定するため、本邦内出身者が含まれない。

- ② 適法居住条件を設けたため、不法に居住するものが弾き出される。

- (2) 対象の限定とは、本法の対象が「不当な差別的言動」(ヘイトスピーチ)だけが本法の対象であり、不当な差別的取扱い(ヘイトクライム)は含まれない。

ヘイトスピーチ解消法成立後に行われた司法判断には、つぎのようなものがある。

- (1) 地裁川崎支部「ヘイトデモ禁止の仮処分」(朝日、二〇一六年六月三日)(写真3)

- (2) 大阪地裁賠償命令を下す

- ① 「女性中傷、ヘイトスピーチ認定 在特会に賠償命令 大阪地裁」(日経、二〇一六年九月二八日)

- ② 「ヘイトデモ一日六〇万円 禁止仮処分男性 違反なら制裁金 大阪地裁決定」(毎日、二〇一七年三月四日)

本法には「表現の自由」の萎縮効果がある。そのため、本法施行以後ヘイト街宣デモは一時的にやや減少したが、ネット(SNS)への民族差別的投稿・書き込みは続いている。



写真 3: 川崎市桜本の社会福祉法人青丘社 (2016.7.1 橋内撮影)



写真 4: ヘイトデモに抗議する人々 (週刊金曜日 1150号、表紙)

4. 考察とまとめ

本法の限界として、二つの疑問が提出されている。

① 禁止条項も罰則もない努力義務規定である。そのため実効性に疑問がある。

② 参議院法務委員会附帯決議、衆議院法務委員会附帯決議及びヘイトスピーチの解消に関する決議は人種差別撤廃条約に近い見解を含む。これらの決議にある考え方に立脚すれば、包括的人種差別撤廃推進法(国内法)を制定することも可能ではないか。

近年の時代状況は、右傾化による復古的国家主義が蔓延していることである。そのような傾向の中で、ネット右翼によるヘイトスピーチ(ネット・襲撃・街宣)が大手を振るっているのは、むべなるかなと思われる。だが、不当な差別的言動に対して様々な対抗集団が反ヘイト活動を活発化させてきたのは、日本の民主主義にとって一種の救いではある。(写真4)

最後に、船木(二〇一六: 七二)から名言を引いて話を結ぶ。「もしひとが、自分よりもマイナーなひとびとを非難するのなら、それはヘイトスピーチということになるであろう。

そんな卑劣なことをだれかがはじめれば、それを止めるための卑劣な手段が必要になり、やがては社会全体や国際関係を、憎悪や蔑視や暴力や武器が覆いつくすことになるだろう。」

参考文献

魚住裕一郎・西田昌司・矢倉克夫・三宅伸吾・有田芳生・仁比聡平・谷亮子(二〇一六)。
ヘイトスピーチ解消法―成立の経緯と基本的な考え方
第一法規
野間易通(二〇一五)。「在日特権」の虚構(増補版) 河



コメンテーターのウィンチェスター先生



会場の様子

出書房新社
船木 亨(二〇一六)・現代思想史入門 筑摩書房
師岡康子(二〇二三)・ヘイトスピーチとは何か 岩波書店
梁英聖(二〇一六)・日本型ヘイトスピーチとは何か 影書房
Hymes, Dell (1972). Models of interaction of language and social life. In Gumperz, John and Dell Hymes eds, *Directions in Sociolinguistics: The Ethnography of Communication*. New York: Holt, Rinehart & Winston. pp.35〜71